

社会福祉法人雲柱社組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 雲柱社（以下「法人」という）の定款を補完し、その組織を明確にし、業務の適正かつ効率的な経営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 法人が運営する施設と組織図は別表1による。また法人の行う事業は、定款に定めるところによるものとする。

(組織運営の原則)

第3条 会議体及び各施設は、事業基本理念（別掲）実現のため関係諸規程の定めるところに従い、互いに他の担当業務を尊重し、協調し、効率を図り、有機的に補完し合い、業務活動を行う。

(会議体)

第4条 意思決定機関である理事会及び評議員会の補佐及び執行機能を取りまとめるものとして、次の会議体を設置する。

- (1) 経営執行会議
- (2) 事業本部会議
- (3) 各エリア会
- (4) 各事業ブロックの施設長会
- (5) 各専門委員会
- (6) 人事室会議
- (7) その他の会議招集は、理事長が必要と判断したときに不定期に行われる場合がある

(事業本部及び事業サポート本部)

第5条 理事会及び理事長の意思を具体的な事業運営へ反映させるために、事業本部及び事業サポート本部は、協働により業務執行を行う。

- 2 事業本部は、各施設で行われる事業運営及び研修委員会を除く専門委員会を統括する。

事業本部に、事業本部長を置く。

事業本部長は、法令遵守責任者とし、次の業務執行を行う。

- (1) 理事会及び理事長の意思を事業本部へ周知し、事業本部内での目標設定を行う。
- (2) 各施設で実際に起こっている諸問題を、法人の事業運営の視点で判断し、事業継続に貢献する。
- (3) 理事会及び理事長から示される新しい事業展開について、事業運営の見直しや新規事業の

開発を具体的に実行し、事業の発展に貢献する。

(4) 事業本部を取りまとめる。事業本部は次の通り

- ・全施設及び施設長
- ・ブロック長
- ・エリアマネージャー

(5) 諸会議へ出席し、目標達成のための具体的な提案を行い実行する。

3 事業サポート本部は、事業サポート本部内の業務を統括する。

事業サポート本部に、事業サポート本部長を置く。

事業サポート本部長は、統括会計責任者とし、次の業務執行を行う。

- (1) 理事会及び理事長の意思を事業サポート本部内へ周知し、事業サポート本部内での目標設定を行う。
- (2) 各施設で実際に起こっている諸問題を事業本部長と共有し、事業の運営を理解し、財務諸表を読み、規程の作成や改定、セキュリティシステムの見直し、採用や給与計算等、間接的な事業運営のサポートを行うことで、事業継続に貢献する。
- (3) 理事会及び理事長から示される新しい事業展開について、事業本部で行われる事業運営の在り方や、新規事業について、法や財務的な視点から確認し、安全に実行につなげられるように、事業の発展をサポートする。
- (4) 事業サポート本部を取りまとめる
 - ・人事課、給与課、財務課、総務企画課、各エリア事務、収益事業部
- (5) 諸会議へ出席し、目標達成のための具体的な提案を行い実行する。

(構成)

第6条 4条会議体の委員構成は次のとおりとする。

第4条第1項第1号の経営執行会議は、理事長、常務理事（事業本部長及び事業サポート本部長）並びに参加により構成し、理事会への事業運営に関する提案と業務執行を行う。

第4条第1項第2号の事業本部会議は、事業本部長、事業サポート本部長、参与、各エリアマネージャー、各事業ブロック長で構成し、各エリア及び各ブロックの問題や提案等について検討する。必要に応じて、経営執行会議へ提案する。

第4条第1項第3号の各エリア会は、各エリアマネージャー、各エリア施設長で構成し、必要に応じて、各エリア事務長等が参加する。また、各エリアマネージャーは、理事及び管理職から選出され兼務する。

第4条第1項第4号の各ブロック長会は、各ブロック長、各ブロック施設長で構成する。また、各ブロック長は、施設長から選出され兼務する。

第4条第1項第5号の専門委員会は、各専門委員長、施設長及び主任で構成し、各施設長及び主任から選出され兼務する。

2. 第4条第1項第6号の人事室会議については、別途人事室規程に基づき運営される。
3. 第4条第1項第1号から第4号の委員は、人事室が推薦し、理事長が承認する。また、第4条第5号の委員は、事業本部長並びに事業サポート本部長が推薦し、理事長が承認する。

(会議運営)

第7条 第4条の会議体の会議運営について、次の通り定める。

1. 経営執行会議は、理事長が招集し、毎月1回以上開催し、法人経営の方針を提起し、第4条に規定する施設等の運営に関する事項及び理事会から提示された事項について、法人全体が一体的でかつ効率的に事業継続及び発展するために業務執行を行う。また、定款等の法令に沿って、理事会及び評議員会の審議事項の選定を行う。
2. 事業本部会議は、事業本部長が招集し、経営執行会議への発題及び諮問並びに提案を行う会議体として毎月1回以上開催する。但し、理事会及び評議員会の審議事項以外で、且つ、経営執行会議の委員の全員が承認する議題に於いては、経営執行会議を待たずに、業務執行される場合がある。また、経営執行会議及び事業本部会議は、会議の構成者以外の者から必要に応じて説明や提案を求める場合がある。
3. 各エリア会は、各エリアマネージャーが招集し、担当エリア内での地域活動の発展を提案するために、各施設からの事業運営の提案について共有し、エリア全体でどのように施設運営を行っていくのか考え、施設へ提案、助言する。また、エリア内運営が健全に行われているか確認し、施設での諸問題について施設長や地域と連携し、解決できるように対応する。エリア全体の合算財務諸表の報告を受け、事業本部長へエリア全体が健全に運営され、発展できているか確認し、助言、提案する。

エリア会議は、各エリアで月1回以上開催され、日常的な各地域事業運営に於いて、起こる問題定義と共有、および解決について話し、必要に応じて、事業本部会議で発題、提案、報告等を行う。

4. 各ブロック長会は、各ブロック長が招集し、日常的な各ブロックの事業運営を支援する。
 - (1) 各ブロック別の専門性を高めるための研修を企画運営する。
 - (2) 採用について、事業本部長を通じて、事業サポート本部と協働で、企画・運営を行う。
 - (3) 各ブロックで起こる諸問題について、施設長と協働して、解決策を講じると共に、エリアマネージャー及び事業本部長へ報告する。
 - (4) ブロック内だけでは、解決できない問題については、その内容により、エリアマネージャー及び事業本部長へ報告し、法人共有へ繋いでいく。
 - (5) ブロックで行った研修や諸問題について、エリアで共有すべきものを事業本部会議で議題にだし、繋いでいく。
 - (6) ブロックを超えた採用事務については、事業本部長を通じて、事業サポート本部と協働して行う。
 - (7) 会議は、毎月1回以上、施設等の運営全般に関する事項について協議し、必要に応じて、事業本部会議で、発題、提案、報告等を行う。
- (8) 専門委員会は、各専門委員長が招集し、法人の事業の向上と業務の円滑な展開のために、事業本部長より委嘱された事項について企画研究等を行い、成果を事業本部会議に報告する。

専門委員会は次のとおり。

- ①政策委員会
- ②IT 委員会
- ③研修委員会（人事室直轄）

5. その他各施設の運営に係る分掌事項は各施設の運営規程に定める。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

第9条 この規程の改廃は、経営執行会議の審議事項とする。

附則

この規程は2001（平成13）年4月1日から実施する。

2006（平成18）年4月1日改訂

2007（平成19）年4月1日改訂

2008（平成20）年4月1日改訂

2009（平成21）年4月1日改訂

2015（平成27）年4月1日改訂

2017（平成29）年4月1日改訂

2022（令和4）年4月1日改訂

別表1 法人が運営する施設及び組織図 (2022.4.1 現在)

(1) 東エリア

ともしび保育園 (江東区東砂)	保育 B
神愛保育園 (江東区森下)	保育 B
光の園保育学校 (墨田区東駒形)	保育 B
墨田区押上保育園 (墨田区押上)	保育 B
黎明保育園 (葛飾区堀切)	保育 B
れいめい宝学童保育クラブ (葛飾区宝町)	保育 B
れいめい堀切学童保育クラブ (葛飾区堀切)	保育 B
さくら橋コミュニティセンター (墨田区向島)	児童館 B
墨田児童会館 (墨田区墨田)	児童館 B
文花児童館 (墨田区文花)	児童館 B
外手児童館 (墨田区本所)	児童館 B
江東橋児童館 (墨田区江東橋)	児童館 B
江東区亀戸児童館 (江東区亀戸)	児童館 B
江東きつザクラブ明治 (江東区深川)	児童館 B
江東きつザクラブ深川 (江東区高橋)	児童館 B
江東きつザクラブ八名川 (江東区新大橋)	児童館 B
江東きつザクラブ一亀 (江東区亀戸)	児童館 B
汐入ふれあい館 (荒川区南千住)	児童館 B
町屋ふれあい館 (荒川区町屋)	児童館 B
汐入学童クラブ (荒川区南千住)	児童館 B
汐入小総合プラン (荒川区南千住)	児童館 B
七峡小総合プラン (荒川区町屋)	児童館 B
汐入東小総合プラン (荒川区南千住)	児童館 B
江東区東陽子ども家庭支援センター (江東区東陽)	支セ B
江東区大島子ども家庭支援センター (江東区大島)	支セ B
江東区深川北子ども家庭支援センター (江東区高橋)	支セ B
江東区南砂子ども家庭支援センター (江東区南砂)	支セ B
江東区亀戸子ども家庭支援センター (江東区亀戸)	支セ B
文花子育てひろば (墨田区文花)	支セ B

(2) 中央エリア

虹のひかり保育園 (狛江市東和泉)	保育 B
めぐみの森保育園 (狛江市中和泉)	保育 B
祖師谷保育園本園 (世田谷区上祖師谷)	保育 B
祖師谷保育園分園 (世田谷区上祖師谷)	保育 B
家庭的保育事業 (世田谷区上祖師谷)	保育 B
烏山保育園 (世田谷区南烏山)	保育 B

いずみの園保育園（世田谷区上北沢）	保育 B
練馬区立光が丘第六保育園（練馬区光が丘）	保育 B
狛江市立岩戸児童センター（狛江市岩戸南）	児童館 B
狛江市立和泉児童館（狛江市中和泉）	児童館 B
上池台児童館（大田区上池台）	児童館 B
目黒区立中央町児童館（目黒区中央町）	児童館 B
練馬区高松小ねりっこクラブ（練馬区高松）	児童館 B
練馬区北原小ねりっこクラブ（練馬区谷原）	児童館 B
練馬区光が丘夏の雲小ねりっ子クラブ（練馬区光が丘）	児童館 B
練馬区立光が丘児童館（練馬区光が丘）	児童館 B
練馬区立地域子ども家庭支援センター光が丘（練馬区光が丘）	支セ B
練馬区立地域子ども家庭支援センター大泉（練馬区東大泉）	支セ B
狛江市子ども家庭支援センター・狛江市ファミリー・サポート・センター（狛江市元和泉）	支セ B
狛江市児童発達支援センター（狛江市元和泉）	障がい児・者支援 B

(3) 西エリア

愛の園保育園（小金井市貫井北町）	保育 B
五日市保育園（あきる野市五日市）	保育 B
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ（日野市多摩平）	児童館 B
日野市立五小学童クラブ（日野市多摩平）	児童館 B
日野市立豊田小すみれ学童クラブ（日野市東豊田）	児童館 B
小金井市立あかね学童保育所（小金井市梶野町）	児童館 B
小金井市立みどり学童保育所（小金井市緑町）	児童館 B
小金井市立さわらび学童保育所（小金井市貫井南町）	児童館 B
小平市子ども家庭支援センター・小平市ファミリー・サポート・センター（小平市小川東町）	支セ B
小金井市子ども家庭支援センター・小金井市ファミリー・サポート・センター（小金井市貫井北町）	支セ B
秋川子育て支援事業（あきる野市秋川）	支セ B
賀川学園（小金井市貫井北町）	障がい児・者支援 B
小金井市福祉共同作業所（小金井市梶野町）	障がい児・者支援 B
かがわの家（あきる野市、小金井市）	障がい児・者支援 B
小金井生活実習所（小金井市桜町）	障がい児・者支援 B
かがわ工房（小金井市貫井北町）	障がい児・者支援 B
ワークスタジオかがわ（あきる野市引田）	障がい児・者支援 B
さくらの木（小金井市貫井北町）	障がい児・者支援 B
小金井市児童発達支援センター（小金井市梶野町）	障がい児・者支援 B

(4) 秦野・御殿場エリア

高根学園保育所（静岡県御殿場市）	保育 B
白百合幼稚園（神奈川県秦野市）	保育 B

(5) 事業サポート本部 (事務員の所在)

東エリア：墨田区、江東区、葛飾区 西エリア：小金井市 中央エリア：世田谷区、狛江市、練馬区
 静岡県：御殿場市 神奈川県：秦野市 収益事業・給与課：和光市 財務課・総務企画課・人事課：世田谷区
 (東エリア、西エリア、中央エリアは、一部、世田谷区にも事務員が配置されている。)

(6) 組織図

